

水道だより



令和6年(2024年)4月1日から 水道料金を改定します

将来にわたり、安全・安心な水道水を安定的にお届けしてまいります。
ご理解・ご協力をお願いいたします。

新料金適用時期

●: 検針日

令和6年3月31日以前から使用している場合、料金改定後初めての検針は
現行の料金を適用し、2回目以降の検針分について新料金を適用します。



対 象	検針月	3月	4月	5月	6月	7月
3月31日以前 からご使用の かた	奇数月	● 現料金		● 新料金		●
	偶数月	● 現料金	● 新料金		●	
	毎月	● 現料金	● 新料金	●	●	●

令和6年4月1日改定

※2ヵ月ごとの検針の方は、地域によって偶数月と奇数月に分かれます。
検針票(水道使用量のお知らせ)をご確認ください。

もくじ

- 料金改定・・・・・・・・・・ P2～4
- 水道メーターの交換・・・・・・・・ P4
- 水質に関しての案内・・・・・・・・ P4

- イベントNEWS・・・・・・・・・・ P5
- 水道管の凍結注意・・・・・・・・ P5
- 指定工事店一覧・・・・・・・・ P6

編集・発行

三郷市水道部

検索

住 所

〒341-0025 三郷市茂田井200番地

電 話

048-952-7101(漏水、水質、工事、その他)

048-952-7102(水道の開始・中止、料金)

F A X

048-952-7105

U R L

<https://www.city.misato.lg.jp/soshiki/suido/index.html>



水道料金改定のお知らせ

令和6年(2024年)4月1日から水道料金を以下の内容で改定します。

◆ **水道料金を平均で20%程度値上げします。**(新料金表については、3ページをご覧ください。)

今回の改定は、平成5年(1993年)の改定以来31年ぶりの値上げとなります。

◆ **用途別から口径別の料金体系へ移行します。**

使用水量に応じた負担となるため、より公平な料金体系となります。

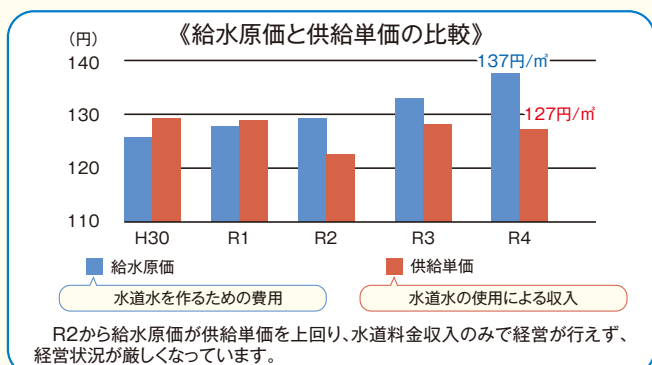
※メーター口径の大きい使用者と病院や浴場営業などにおいては、平均改定率20%を上回る改定率となります。

下水道使用料は変更ありません。

料金改定の背景

《水道料金収入の減少》

水道事業の経営は、税金ではなく皆様からの水道料金等で運営されています。節水機器の普及などにより1人1日あたりの使用水量が減少傾向にあるため、水道料金収入も減少し経営が厳しくなっています。



《水道施設の更新需要の増大》

老朽化した水道管を、災害などに強い耐震管に更新する工事を毎年進めています。工事には多額の費用がかかります。

浄・配水場などの水道施設の整備なども含めると、10年間で約100億円の費用がかかる見通しとなり、その財源確保が課題となっています。

【漏水現場の写真】



水道管の老朽化により、水道管のさび部分から漏水が発生しています。

《埼玉県内他市町村との水道料金の比較》

一般家庭用で1ヵ月あたり10m³使用した場合の水道料金を県内55水道事業者と比較すると、三郷市の**現行料金は3番目に安い料金水準(770円)**となっています。
料金改定後は、**県内で8番目に安い料金水準(913円)**となる見込みです。

令和4年度決算の概要

◆ 収益的収支(税抜)

… 水道水をお届けするための財源と費用

収入 2,278,447千円 支出 2,335,474千円

水道料金収入が減少した一方で原油価格の高騰などにより支出が増加したため、**57,027千円の純損失(赤字)**となりました。

◆ 資本的収支(税込)

… 施設や配水管などを建設・整備するための財源と費用

収入 453,183千円 支出 1,438,361千円

収支差引で**985,178千円の資金不足**となりましたが、不足分はこれまでに積み立てたお金で補てんしました。

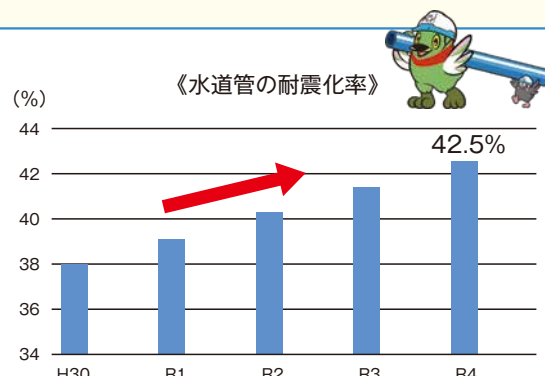
現状のままでは、老朽化した施設の更新費用の財源が確保できなくなってしまいます。
将来にわたり安全・安心な水道水をお届けするため、水道料金の値上げを行うことになりました。

水道料金の使い道

皆様からの水道料金は、水道施設の更新や安全・安心な水道水を安定して送り届けるための費用に使われています。

老朽化した水道管は、漏水の原因や地震などの災害に弱いため、水道管の耐震化工事を進めています。

水道管を1km更新するには約1億円かかり、管路の耐震化率は増加していますが(右グラフ参照)、今後も耐震化を進めていかなければなりません。



水道料金改定の内容

令和6年3月31日以前からご使用の方は、6月または7月の検針分から下記の新しい料金表が適用されます。(ただし、毎月の検針の方は5月の検針分から適用されます。)

【新料金表(1ヵ月あたり)】(税抜)

メーターの 口径等区分	基本料金 金額(円)	従量料金 1㎡の金額(円)					
		1~10㎡	11~20㎡	21~30㎡	31~40㎡	41~50㎡	51㎡~
13mm	780	5	150	190	240	275	300
20mm							
25mm	850						
30mm	1,000						
40mm	1,500						
50mm	3,000						
75mm	8,000						
100mm	15,000						
150mm	30,000						
臨時用メーター	4,000	400					

【水道料金計算モデルケース
(口径20mmで2ヵ月の使用水量が40m³の場合)】

⇒1ヵ月あたり20m³
 【基本料金】 780円
 【従量料金 1~10m³】 50円
 【従量料金 11~20m³】 1,500円

1ヵ月あたり(税抜) 2,330円
 2ヵ月あたり
 2,330円×2ヵ月+消費税等 **5,126円**

※現行料金(一般家庭用)では、2ヵ月で4,290円となり、836円の値上がりとなります。

《水道料金の計算方法》 **基本料金 + 従量料金 = 水道料金**

※別に、消費税等がかかります。

水道使用量のお知らせ	
本姓番	メーター番号
00000-000	20 0000000
中央0丁目000-00 アパート三郷2F	
使用人	水道 太郎 様
適用期 令和 5年10月10日~令和 5年12月10日	
今回指針	1,993
前回指針	1,950
メーター取替時の旧メーター水量	
上	使用水量 43 m ³
水道料金	4,818 円
水道	438 円

《口径と使用水量の確認方法》

㊦ 水道メーターの口径

※はがきサイズのお知らせが届く場合がありますが、記載内容は左の「水道使用量のお知らせ」と同じです。
見方がわからない場合は、お問い合わせください。

㊦ 水道の使用水量

【水道料金早見表】

㊦と㊦を用いて改定後の水道料金を確認できます。

三郷市ホームページ掲載の早見表をご確認ください。



水道料金改定に伴うQ & A



Q なぜ料金改定が必要なのですか。



A 水道施設の更新や耐震化を行うために必要な費用を確保するためです。近年、節水機器の普及や給水人口の減少により、使用水量が減少し、給水収益が伸び悩んでいます。水道事業は、税金ではなく水道料金で経営しているため、給水収益が減ると、水道水を作るために必要な費用を確保することが難しくなります。

また、水道施設の更新や耐震化を行わないと、水道管の破裂による断水や道路の陥没、あるいは施設の故障による配水の停止など、市民生活や都市活動に大きな支障をきたす恐れがあります。そのため、更新と耐震化を進めることが緊急の課題です。



Q 料金改定しないとどうなるのですか？

A 水道事業の経営に必要な収入を確保できないと水道施設や水道管の更新、耐震化ができなくなり、機器の故障や水道管の破裂による断水などが発生し、皆様に安定して水道水をお届けすることができなくなります。

また、料金改定を先送りすると将来の世代にその負担を先送りすることになります。



Q 具体的に、どれくらい値上がりするのですか？

A お客様にご使用いただいている使用水量で比較すると、口径によっても異なりますが、口径13mmまたは20mmの一般家庭用では、1か月あたり10m³・・・143円、15m³・・・281円、20m³・・・418円、25m³・・・583円、30m³・・・748円の値上がりとなります。

※詳しくは、三郷市ホームページ掲載の水道料金シミュレーションをご利用ください。



水道メーターの交換作業にご協力をお願いします！

水道メーターは計量法に基づき検定有効期間（メーターの使用期限）が8年と定められており、検定有効期間が過ぎる前に交換を行います。

交換作業は「三郷市指定管工事業協同組合」の組合員が行い、対象の方には「水道メーター交換のお知らせ」（ハガキ）を送付しますので、お手元に届きましたらご確認をお願いします。

お願い

- 水道メーターの設置場所に物を置かないようお願いします。（作業の支障となり、日程調整が必要となる場合があります。）
- メーターボックスから先（敷地内）の給水管から漏水している場合、水道メーターの交換ができませんので、修繕完了後に改めて交換を行います。（修繕費用は所有者（管理者）の負担となります。）
- お客様の敷地内に入らせていただき作業を行います。疑わしい場合には「受託者証」の提示を求めてください。

【よくあるQ&A】

- Q.**なぜ、水道メーターの交換を行うのですか。
A.交換しないまま水道メーターの使用を続けると正しい使用水量を検針できなくなるためです。
- Q.**水道メーターの交換に費用は発生しますか。
A.無料で交換を行います。
- Q.**交換の作業時間はどのくらいかかりますか。
A.水道メーター1台あたり20分程度です。交換作業の間は一時的に水を止めさせていただきます。
- Q.**交換作業の際、立ち会いは必要ですか。
A.立ち会いは不要ですが、ご不在の場合でも作業を行います。ただし、在宅時には水を一時的に止めるため、お声かけしてから交換作業を行います。

問い合わせ先

三郷市指定管工事業協同組合 048-953-5607
 水道部業務課料金係 048-952-7102

水道水に関するご質問について

「水道水よくある質問Q&A」を三郷市ホームページ「水質情報」にて掲載しておりますのでご利用ください。



イベント NEWS

～今年度行ったイベントをご紹介します!～

水道週間 (6月1日～6月7日)

《水道週間パネル展示》



▲三郷市役所市民ギャラリー

ららぽーと新三郷内にある「ららぽっとみさと」と三郷市役所市民ギャラリーにて、水道に関する展示を行いました。

《公園のじゃぐち点検プロジェクト(6月5日)》

三郷市指定管工事業協同組合主催により、水道のある市内すべての公園のじゃぐちを点検しました。

▼公園のじゃぐち点検プロジェクト出陣式



▲早稲田公園での点検の様子

親子水道施設見学会 (8月4日)

4年ぶりに親子水道施設見学会を開催しました! 「東京都水の科学館」(江東区)を見学し、生活に欠かせない水の大切さを体験しながら楽しく学んでいただきました。



来年度も
開催予定だよ!

東京都水の科学館にて▶



水道管の凍結にご注意ください

冬の冷え込みが厳しい時、特に-4℃以下になると、防寒が不完全な水道管や水栓器具、水道メーターが凍り、破裂・破損することがあります。冬に備え防寒対策をしましょう!



凍結しやすい場所

- 家の北側の水道管や長期間使用していない湯沸し器など
- 屋外に露出配管している水道管
- 風当たり(北風)の強い場所にある水道管や給水管



じゃ口が凍ってしまった場合

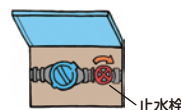
- じゃ口が凍り水が出ない場合は、自然に溶けるのを待つか、じゃ口にタオルなどをかぶせ、ぬるま湯をかけてください。

※熱湯をかけると管が割れてしまうので危険です!



水道管や湯沸し器などの給水管が破裂した場合

- メーターボックスの中の止水栓を右に回して止めてください。
- 修理につきましては、指定給水装置工事事業者にご依頼ください。
- 指定給水装置工事事業者につきましては、6ページを参照してください。



止水栓

防寒の方法

- 配管やじゃ口などの防寒には、市販の水道用保温材、又は毛布、タオル、布切れ、発泡スチロールなどで覆い、濡れないようにその上からビニールテープを巻いてください。



- メーター器の防寒には、ボックス内に毛布や布切れ、発泡スチロールを入れ保温します。保温対策をしないとメーター内にたまった水が凍り、メーターの表示部分のガラスや底が割れることがあります。

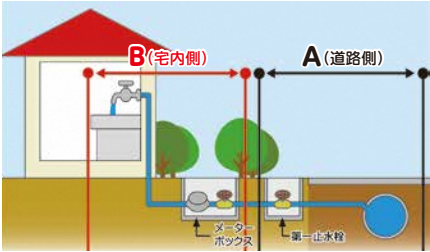


(凍結により破損した水道メーター)

給水装置工事は指定工事店で！

水道を新しく引き込むとき、増改築などでじゃ口の数が増減があるとき、宅地内の漏水修理を行うときは三郷市指定給水装置工事事業者（指定工事店）に依頼してください。指定工事店以外が工事を行った場合、三郷市水道事業給水条例により給水停止する場合がありますのでご注意ください。市外の指定工事店については、市ホームページでご確認いただくか、水道部にお問い合わせください。

三郷市指定給水装置工事事業者一覧（市内）



一 覧 の 見 方	工事などの対応の内容
	①…給水器具など修理（じゃ口やトイレなどの修理）
	②…埋設管などの漏水修理
	③…漏水箇所不明の際の調査
	④…道路側の工事（道路の水道管を敷地内に引込む工事）【左図 A】
	⑤…宅内側の工事（建物内などのじゃ口までの工事）【左図 B】
	対応の可否
	○…対応可 ×…対応不可 —…非公表希望又は確認データなし

※営業時間、休業日、漏水・修理・工事対応については、三郷市指定給水装置工事事業者（指定工事店）の届出をもとに掲載しております。漏水などの実際の対応については、状況により一覧の対応可否と異なる場合がありますので、詳細については各指定工事店にご確認ください。

※一覧は所在地の五十音順に掲載しております。

事業者名	所在地 電話番号	営業時間 休業日	漏水対応					工事対応
			①	②	③	④	⑤	
株磯部工業	東町46 048-955-4905	8:00～17:00 日、祝日	○	○	○	×	○	○
有鎌田設備	東町197 048-955-1379	8:00～17:00 日、祝日	○	○	○	○	○	○
株ウォーターライン トベ	岩野木135 048-951-3380	8:00～17:00 日、祝日	○	×	○	×	○	○
有皆良	幸房124-1 048-954-6991	8:30～17:00 日、祝日	○	○	○	○	○	○
株アクセス	幸房538-2 048-952-2700	8:00～17:30 日、祝日	○	○	○	○	○	○
荒井設備	幸房1442-1 048-952-5715	9:00～17:00 日、祝日	○	×	×	×	○	○
田中水道工業所	栄4-8-2 048-949-1927	8:00～17:00 日、祝日	○	○	○	×	○	○
西本設備	新和2-286-7 048-952-2839	9:00～17:00 日、祝日	○	○	○	×	○	○
ビックワン プランニング	前間463-5 048-959-6777	8:00～17:00 日、祝日	○	○	○	○	○	○
篠田忠株	高州2-105-1 048-955-3131	9:00～16:00 土、日、祝日	○	×	×	×	×	×
株大全建設	高州2-133-2 048-956-1004	8:00～17:00 日	○	×	×	×	○	○
株山崎管工	鷹野2-221 048-955-3449	9:00～17:00 第2土、日、祝日	○	○	○	○	○	○
株クリーティブ	鷹野4-92 048-948-6334	7:00～20:00 日	○	○	○	○	○	○
有管工企画三英	鷹野5-89 048-955-2025	8:00～17:00 日、祝日	○	×	×	×	○	○
有ハマシマ	鷹野5-511 048-955-3121	8:00～17:00 第2土、日、祝日	○	○	○	○	○	○
株戸部商事	中央5-36-9 048-952-1551	9:00～17:00 第2・3土、日、祝日	○	○	○	○	○	○
株CHIYODA	天神1-500-1 090-2321-8669	8:00～18:00 日、祝日	○	○	○	×	○	○
東崎住設株	戸ヶ崎1-534-4 048-955-8210	8:00～18:00 日、祝日	○	○	○	×	○	○
有鈴木水道工業所	戸ヶ崎2-261 048-956-2590	9:30～18:30 —	○	○	○	○	○	○
株篠田設備	仁蔵448-1 048-954-8625	8:00～17:00 日、祝日	○	○	○	×	○	○
有トバリ管工	彦糸1-96 048-954-9002	8:00～17:00 日、祝日	○	○	×	×	○	○
有ティー・ケー・ビー・ スズキ	彦江1-91 048-952-9922	8:00～17:00 第3土、日、祝日	○	○	○	×	○	○
ハマセツ& リベンブラザ株	彦江1-278 048-954-6859	9:00～17:00 土、日、祝日	○	—	—	—	○	○
有山崎水道	彦音2-39-1 048-957-3480	8:00～17:00 日、祝日	○	○	○	○	○	○
松井産業株	彦成1-1 048-957-3211	9:00～17:00 水、日、祝日	○	×	○	×	×	×
有福田設備工業	彦成2-148-3 048-959-5354	9:00～17:00 日、祝日	○	○	○	○	○	○
株リビング	彦成2-205 048-960-0141	8:30～17:30 第1・3土、日、祝日	—	—	—	—	—	—
株ミナト建設	彦成2-412-2 048-959-1853	9:00～17:00 日、祝日	○	○	○	○	○	○
株田中屋	三郷1-30-9 048-952-3061	8:30～18:00 日、祝日	○	○	○	×	○	○
株角水道工業	三郷3-6-3 048-952-5580	8:00～17:00 日、祝日	○	○	○	○	○	○
有宮田鑿泉工業所	谷口77 048-952-1343	8:30～17:00 第2土、日、祝日	○	○	○	○	○	○
有染谷工業	谷口81-1 048-951-0125	8:00～17:00 日、祝日	○	×	×	○	○	○
株八丸建工	谷口1276-1 048-969-4102	— —	—	—	—	—	—	—
有富士光	寄巻958-65 048-955-7320	9:00～17:00 日、祝日	○	○	○	×	○	○
株ソカサ	早稲田1-22-21 048-951-1972	— —	—	—	—	—	—	—
有富田住設	早稲田8-9-2-402 048-958-7868	9:00～17:00 日、祝日	○	×	×	×	○	○
有佐藤住設	早稲田8-10-6 048-959-3746	9:00～17:00 土、日、祝日	○	×	×	×	○	○

◎工事申込み・漏水修理などの際の注意点

- 工事・修理については、指定工事店とお客様との契約となります。費用は、給水装置の所有者または使用者の負担となりますので、工事後のトラブルを避けるため、工事内容・費用・アフターサービスなどについて十分な説明を受けてください。
- ※借家にお住まいの方やマンションなどの共同住宅にお住まいの方は、事前に大家さんや建物の所有者、管理者、管理会社へ連絡し、確認をしてください。
- 工事の申込み前に、すでに水道メーターがある土地については、所在確認の上、給水装置所有者の変更などの手続きが必要です。
- 受水槽方式及び直結増圧方式のお客様は、ポンプ故障の場合、指定工事店では修理できない場合がありますので、ポンプや受水槽に記載されている連絡先にお電話してください。

※みさと団地・早稲田団地の賃貸住宅にお住まいの方は下記へご連絡ください。

連絡先	営業時間	電話番号
みさと団地 管理サービス事務所	月・火・木・金・土 9:30～17:00（祝日、年末年始除く）	048-957-5023
三郷早稲田パークハイツ 管理サービス事務所	月・火・木・金 9:30～13:30 土9:30～12:00、13:00～17:00（祝日、年末年始除く）	048-958-5053
UR都市機構 東埼玉住まいセンター	月・火・水・木・金・土 9:15～17:40（祝日、年末年始除く）	048-941-5311
日本総合住生活株 緊急事故受付センター	年中無休	0570-002-004 または 048-839-0901